

診療用エックス線装置等届出事項変更届

年 月 日

（宛先）奈良市保健所長

管 理 者 氏 名

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の届出事項の一部を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項（医療法施行規則第29条第1項又は第2項）の規定により届け出ます。

施設	名称	(開設者名：)		
	所在地	〒		
	電話	()		
変更理由		変更年月日	年 月 日	
変更事項	変 更 前		変 更 後	
備考				

(注)

- 1 該当する設置届等の「I概要」以下を添付すること。（概要以外は変更した装置等について添付すること。）
- 2 装置等の一部を廃止する場合は処分の方法等を備考欄に記載すること。